平成２３年（フ）第８４２号
埼玉県川越市神明町40番地18
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９０６号
埼玉県所沢市中新井１丁目864番地の１　野口荘203
債務者　百目木謙一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目６番４号
債務者　進藤　雅也
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８号
埼玉県川越市東田町７番地72
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９６９号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目72番地　メゾン松本Ⅱ105号
債務者　柴田由美子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４１号
名古屋市中区平和２丁目８番20号　フローラル東別院706号
債務者　伊藤　和重
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７５号
愛知県北名古屋市西之保宮前20番地　サンハイツ宮前Ⅱ401号
債務者　山口　裕作
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
名古屋市千種区千代が丘１番107―1105号　千代が丘団地
債務者　髙木　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
名古屋市千種区今池３丁目12番13号　シャルム今池601号
債務者　荒井　　満
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９号
名古屋市港区野跡３丁目３番１―1101号　梅ノ木荘
債務者　大下　　円
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６０号
岡山県井原市東江原町972番地１
債務者　池田　真琴
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９１０号
札幌市東区北22条東15丁目４番12―601号
債務者　佐藤麻衣子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１４号
札幌市東区北36条東２丁目４番１号　カーサエスパシオ２Ａ―２号、申立時の住所札幌市南区真駒内南町４丁目６番３―109号
債務者　東　　雅志
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４９号
札幌市手稲区富丘４条６丁目１番１号　市営住宅１号棟202号
債務者　森澤　克子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０２号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―110号
債務者　石田　　純（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３４号
北海道千歳市寿２丁目12番４号
債務者　内藤　博仁
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１１号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地11　アンセリジェ弐番館426号
債務者　間澤　良子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部